

第 5 9 号議案

八王子市地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例設定について

八王子市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

八王子市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和 5 9 年八王子市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後

別表第1（第2条関係）

番号	区域	面積（ヘクタール）
1～117	（略）	（略）
118	平成29年八王子市告示第402号に定める八王子都市計画宮下町大学用地地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「宮下町大学用地地区整備計画区域」という。）	13.2
119	平成29年八王子市告示第403号に定める八王子都市計画美山工業団地地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「美山工業団地地区整備計画区域」という。）	13.1

別表第2（第3条—第9条、第11条、第13条関係）

1～117（略）

118 宮下町大学用地地区整備計画区域

(a)	(い)	(う)		(え)	(お)	(か)	(き)		(く)
計画地区の区分	建築してはならない建築物	建築物の容積率		建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の敷地の面積の最低限度	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離及び適用除外の建築物等	建築物の高さ		垣又は柵の構造の制限
		最高限度	最低限度				最高限度	最低限度	
二	次に掲げる建築物以外の建築物 1 大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校 2 研究所 3 前2号の	10分の15	二	10分の5	3,000平方メートル	道路境界線及び隣地境界線までの距離 2メートル	二	25メートル	二

改正前

別表第1（第2条関係）

番号	区域	面積（ヘクタール）
1～117	（略）	（略）

別表第2（第3条—第9条、第11条、第13条関係）

1～117（略）

	的とする ものを除 く。)								
	4 研修所								
	5 前各号の 建築物に附 属するもの								

1 1 9 美山工業団地地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)	(き)	(く)		
計画地区の区分	建築してはならない建築物	建築物の容積率	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離及び適用除外の建築物等	建築物の高さの最高限度	垣又は柵の構造の制限		
		最高限度	最低限度		距離	適用除外の建築物等	最高限度	最低限度	
一	次に掲げる建築物以外の建築物 1 研究所 2 事務所 3 倉庫 4 工場 5 危険物の貯蔵又は処理に供するもの 6 前各号の建築物に附属するもの	10分の20	一	10分の6	500平方メートル 道路境界線及び隣地境界線までの距離0.5メートル	1 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫で軒	25メートル	一	一

							の高さが 2.3メ ートル以 下である もの				
--	--	--	--	--	--	--	------------------------------------	--	--	--	--

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。